

使うなら 火のない場所で！

私たちの身の周りには危険物がたくさんあります。

日常生活に欠かせないこれらの危険物のことをよく知り、正しく使って事故を防止しましょう。
コロナウイルスの感染防止として消毒用アルコールを手指の消毒や除菌等に使用されるケースが増えてきています。

消毒用アルコールの保管や取扱う場合の注意点

★ 市販されている消毒用アルコールには危険物に該当するものがあります！

アルコール分が一定量以上含まれる消毒用アルコールは消防法上の危険物（第4類アルコール類）に該当し、引火性が高く危険性があります。

このことから、危険物に該当する消毒用アルコール容器には危険物である旨の表示がされています。

★ 適正な保管と取扱いをしましょう！

危険物に該当する消毒用アルコールを保管や取扱う場合の主な注意事項は、次のとおりです。

- ① 消毒用アルコールの使用に際して、火気の近くでは使用しないこと。
- ② 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰替え等に伴い、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場合には、通風性の良い場所や換気が行われている場所等で行うこと。
また、みだりに可燃性蒸気を発生させないため、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧は避けること。
- ③ 消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避けること。また、消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えたりする等しないこと。
- ④ 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意するとともに、詰め替えた容器に消毒用アルコールである旨や「火気厳禁」等の注意事項を記載すること。
- ⑤ 事業所等で消毒用アルコールを大量に保管を検討する場合は消防本部予防課にご相談ください。

表示の例



販売されている消毒用エタノールの容器には消防法の危険物に該当する旨が表示されています。

連絡先 消防本部予防課

TEL 22-1199